

2019年 5月 24日
No.2019-006

世帯タイプ別にみた消費増税の影響

—中低所得の子育て世帯ではネット受取超に—

調査部 主任研究員 小方尚子

《要 点》

- ◆ 本年10月に実施が予定されている消費増税に際しては、手厚い負担軽減策が講じられる。世帯当たりのネットの負担増は、前回2014年の消費増税時には、一世帯当たり年15万円にものぼったが、今回は、年3万円程度に抑えられる見込みである。もっとも、負担軽減策の効果は世帯タイプで大きく異なる。
- ◆ 対策効果により最も負担軽減額が大きくなるのは、子どもがいる世帯を含む二人以上の勤労者世帯である。年収500万円～1,000万円の世帯では、幼児教育無償化の効果が大きい。また、低所得世帯では、もともと保育料負担が低く幼児教育無償化の恩恵は小さい一方、高等教育無償化の効果が大きくなる。他方、年金世帯と単身勤労者世帯では、負担軽減効果は限定的である。
- ◆ 所得比でみたネットの負担増減も世帯間でバラツキが現れる。年収1,000万円未満の二人以上の勤労者世帯では、ネットで受取超となる。所得が低い世帯ほどプラス影響が大きくなり、二人以上勤労者世帯だけをみれば、「逆進性」も緩和される。しかし、年金世帯、単身勤労者世帯では負担超となる。今回の消費増税による負担増は、こうした年金・単身勤労者世帯に集中する形である。
- ◆ 世帯間の所得増減の違いは、消費市場にも影響を及ぼすことになる。可処分所得が増える低所得の二人以上の勤労者世帯では、自動車関連、衣類、教育などの需要拡大が予想される。一方、可処分所得が減少する年金世帯と単身勤労者世帯では、嗜好性の高い品目を中心に消費が下押しされることが懸念される。企業サイドからみれば、今回の消費増税に際しては、ネット受取超となる子育て世帯の特需獲得、ネット負担増となる年金・単身勤労者世帯の支出抑制の両面で対策を講じることが重要となる。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・小方尚子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-0478

Mail: ogata.naoko@jri.co.jp

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

はじめに

本年10月に実施が予定されている消費増税に際しては、手厚い負担軽減策が講じられる。前回2014年の増税時の家計負担増が、個人消費を長期にわたり冷え込ませたとの反省からである。前回は、消費増税に加え、厚生年金保険料の引き上げや年金給付の引き下げが実施されたほか、政府による家計支援策も限られていたため、家計部門のネット負担増は7.9兆円にのぼった。これに対し、今回はネット1.4兆円の負担増加にとどまる見込みである¹。具体的には、負担増加が消費税2%ポイント分5.7兆円、たばこ税や所得税見直しの影響0.6兆円の計6.3兆円であるのに対し、負担軽減は、①軽減税率導入効果1.1兆円、②年金生活者支援給付金0.5兆円、③幼児教育の無償化0.6兆円、④高等教育の無償化0.5兆円、⑤プレミアム付商品券0.1兆円、⑥キャッシュレス決済ポイント還元0.2兆円など計4.9兆円となっている。このため、前回は一世帯当たりでみたネット負担増が年15万円にのぼったのに対し、今回は年3万円程度に抑えられる見込みである。もともと、負担軽減策の効果は、すべての世帯に一律に及ぶ訳ではない。そこで、以下では、今回の消費増税の負担軽減策の概要を整理したうえで、その効果を世帯タイプ別に試算し、影響を分析した。

1. 消費増税の負担軽減策

今回の主な負担軽減策は、上述の通り、①軽減税率の導入、②年金生活者給付金、③幼児教育の無償化、④高等教育の無償化、⑤プレミアム付商品券、⑥キャッシュレス決済ポイント還元、の6つである。まず各政策について概観する。

① 軽減税率の導入

軽減税率は、現行税率と同じ8%であり、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に適用される。軽減税率の導入は「低所得者に配慮する観点から」実施される政策と位置付けられている²。消費税の問題点として指摘されることが多い、低所得者ほど収入比でみた税負担が大きくなる「逆進性」の緩和が目的といえる。

② 年金生活者支援給付金

低年金者には、月5,000円、年間6万円³が2019年10月から支給される。65歳以上で収入が老齢基礎年金（年約78万円）に満たない年金受給者610万人、障害年金もしくは遺族年金の受給者200万人が対象となる。65歳以上で年収が78~88万円の年金生活者160万人にも所得水準に応じ一部支給が行われる。軽減税率と同様に逆進性緩和を目指した低所得者への再分配強化策である。

③ 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化の対象は、すべての世帯の3~5歳の子どもの幼稚園、保育所の利用料⁴であり、住民税非課税の低所得世帯では、0~2歳児保育も対象となる。2019年10月から実施される。なお、これまでも、所得水準に応じ、所得が低いほど保育料は低く設定されてきた（次頁図表1）。例えば、生活保護世帯では無料化が完了しているほか、年収500万円世帯の第1子では、保育園の場合、年間約50万円の負担、年収750万円世帯では同90万円となっている。これらが無償化されることで、幼児一人当たりの無償化の恩恵は、高所得世帯ほど大きくなる。

¹ 財務省「平成31年度予算のポイント」ほかから試算。

² 例えば、政府広報オンライン「消費税の軽減率制度」https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

³ 障害等級1級の障害年金受給者は7.5万円。

⁴ 新制度の対象とならない幼稚園については月額2.57万円の上限（預かり保育利用者は月額3.7万円）が設定されている。

④ 高等教育の無償化

高等教育の無償化は、低所得世帯の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の入学金、授業料が対象で、給付型奨学金も支給される（図表2）。例えば、私立大学入学年度の非自宅通学生の場合は、年間総額で187万円が支給上限額となる。年収約270～380万円未満の世帯には満額の3分の2または3分の1が支給される。実施は新学年が始まる2020年4月からであるが、2020年度新入生だけでなく在學生にも給付される。

⑤ プレミアム付商品券

低所得世帯と3歳未満の子どもがいる世帯を対象に、400円の支払いで500円分の買い物ができる商品券を発行する。対象世帯は、最大2万円まで購入することができ、補助金額は最大5,000円となる。利用可能期間は2019年10月～2020年3月までの6ヵ月間限定の措置である。

⑥ キャッシュレス決済ポイント還元

サービスを含む中小小売店で消費者がキャッシュレス決済する際に、消費者にポイント還元が実施される。還元率は、中小企業で5%、大手企業傘下のフランチャイズ等の場合は2%となる（図表3）。2019年10月から2020年6月までの9ヵ月間限定の措置となる。

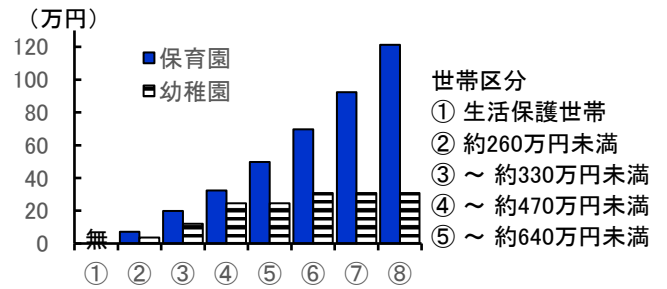
政府の想定通りであれば、世帯あたり5,000円弱が還元されると試算される⁵。しかし、予算の上限が不確定であるうえ⁶、システム導入の負担への懸念などを背景に中小企業で普及が進まない可能性がある。

なお、データの制約から、世帯タイプ別の還元効果を試算するのが困難であるため、次節の試算でこの効果は除外した。

⁵ 2019年度の関連予算2,800億円と2020年度想定1,000億円強（日本経済新聞2019年1月19日）の7割程度が家計に還元されると想定。

⁶ 予算不足の際の追加計上の可能性を経産相が表明している。（世耕経済産業大臣の閣議後記者会見の概要、平成31年3月26日）

図表1 現行の保育料負担（年額）



（資料）内閣府「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」
（注）保育園は保育標準時間の3歳以上の利用者負担上限、幼稚園は平均保育料の第1子。幼稚園の世帯区分は約270、360、680万円を境とする5区分の値を保育園利用料の世帯区分の近いものにあてはめた。

図表2 高等教育無償化の概要

年収 (万円)	学校	年間支援額 (年額、万円)				
		授業料等減免		給付型奨学金		
		入学金	授業料	自宅生	下宿生	
270未満	国公立	大学	28	54	35	80
		短期大学	17	39		
		専門学校	7	17	上記の5～7割	
		高専	8	23		
270～300	私立	大学	26	70	46	91
		短期大学	25	62		
		専門学校	16	59	上記の5～7割	
		高専	13	70		
300～380	上記の3分の1					
380以上	無し					

（資料）文部科学省「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」

（注）年収は、両親・学生・中学生から成るモデル世帯の場合の目安金額。

金額は概数。成績、出席率、進学目的等の要件を満たした場合。

図表3 ポイント還元企業の消費税実負担率

（2019年10月～2020年6月）

事業者	大企業		大企業 フランチャイズ店		中小企業	
	キャッシュレス	現金	キャッシュレス	現金	キャッシュレス	現金
軽減税率対象品	8%	8%	6%	8%	3%	8%
軽減税率非対象品	10%	10%	8%	10%	5%	10%

（資料）経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業 決済事業者向け登録要領のポイント」

（注）中小企業は、卸売業では資本金1億円以下または常用雇用者100人以下、小売業では資本金5,000万円以下または常用雇用者50人以下、サービス業では資本金5,000万円以下または常用雇用者100人以下、その他業種では資本金3億円以下または常用雇用者300人以下。

2. 世帯タイプ別の影響

(1) 負担軽減額

上記の①～⑤の対策効果を世帯タイプ別に試算すると、最も負担軽減額が大きくなるのは、子どもがいる世帯を含む「二人以上の勤労者世帯」である（図表4）。これは、幼児教育と高等教育の二つの無償化政策の効果が大きいためである。

まず、幼児教育の無償化の効果についてみると、年収750万円の世帯で年5万円、年収1,000万円世帯で年3万円となる。年収が高いほど幼児一人当たりの負担軽減額は大きいものの、年収1,000万円世帯では、世帯当たりの幼児の人数が少ないため、平均でみた負担軽減額は年収750万円世帯を下回る。

一方、高等教育の無償化の恩恵は、年収270万円未満の低所得世帯⁷のみが享受する。低所得世帯では、もともと保育料が低く抑えられていたため幼児教育無償化の恩恵は小さく、例えば年収250万円世帯では、年2万円にも満たない。その代わりに、高等教育無償化の効果で年9万円の負担が軽減される。この結果、負担軽減総額は年13万円と、中高所得世帯のほぼ2倍にのぼる。

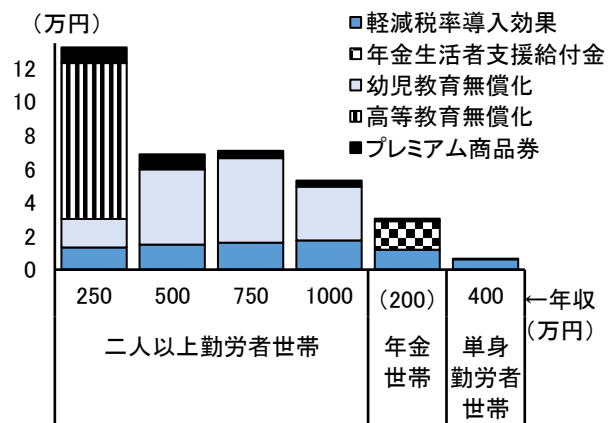
これに対して、年金世帯と単身勤労者世帯では、負担軽減効果は小幅となる見通しである。年金世帯のうち、低年金者には、年6万円の年金生活者支援給付金が支給されるが、年金世帯全体の平均では、負担軽減額は軽減税率導入の効果を含めても年3万円にとどまる。

さらに、単身勤労者世帯では、対象となる負担軽減策が軽減税率の導入のみに限られる。しかも、軽減対象とならない外食への支出比率が高いため、軽減税率の効果がさらに小さくなり、負担軽減額は年1万円にとどまる。

(2) ネットの負担増減額

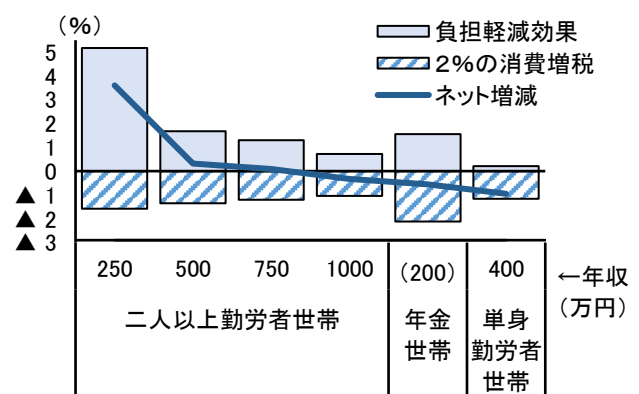
所得比でみたネットの負担増減も世帯タイプごとにバラツキが現れる見通しである。年収1,000万円未満の中低所得の二人以上の勤労者世帯では、負担軽減額が消費増税額を上回り、ネットで受取超となる（図表5）。可処分所得比では、年収750万円世帯では0.1%、年収500万円世帯では0.3%と、ほぼ負担増を相殺する

図表4 世帯タイプ別の負担軽減額（年額）



(資料)総務省「家計調査報告」、財務省「平成31年度予算のポイント」などを基に日本総合研究所作成
 (注1)プレミアム商品券は6カ月限定の総額。
 (注2)年金世帯は、世帯主が65歳以上無職の世帯。年収は推定。
 (注3)教育無償化は、各世帯の年齢別・在学者別世帯員分布を基に1世帯当たりの平均対象者数を算出。

図表5 世帯タイプ別の負担増減の可処分所得比



(資料)図表1に同じ
 (注1)消費増税負担は軽減税率導入効果除く。
 (注2)世帯区分は図表1に同じ。

⁷ 年収水準は両親、本人、中学生の4人世帯の場合の目安。

程度にとどまる。一方、年収 250 万円世帯では 3.6%と、家計収支に対するプラス影響が大きくなる。つまり、消費税の「逆進性」は、各種の負担軽減策により、二人以上の勤労者世帯に限ってみれば、政府の狙い通り緩和される見通しである。これとは対照的に、年金世帯では消費増税額が負担軽減額を上回るため、0.6%のネットの負担超となる。さらに単身勤労者世帯ではより負担が重く同 1.0%となる。今回の消費増税による負担増は、年金世帯や単身勤労者世帯に集中する形である。

3. 個人消費への影響

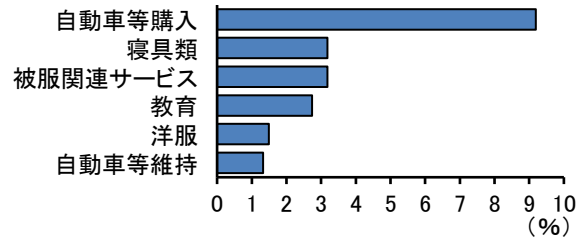
こうした世帯間の所得増減の違いは、消費市場にも影響を及ぼすとみられる。

まず、可処分所得が増える年収 250 万円前後の二人以上の勤労者世帯では、増税後に消費が拡大する可能性が高い。一般に、所得増加で家計に余裕ができた場合、光熱費などの必需的な支出はさほど増えないものの、選択的支出は支出が大きく伸びる傾向がある。もっとも、年収 250 万円は、所得水準としては低く消費額も限られるため、支出弾力性⁸が 1 を超えるものは、少ない(図表 6)⁹。これは、今回の負担軽減策による所得効果が、どのような品目の支出が増えるか事前の推測が難しいことを意味する。それでも、自動車関連、衣類、教育などは、支出弾力値がはっきりと 1 を超えているため、こうした品目を中心に需要が拡大する可能性がある。

一方、可処分所得が減少する年金世帯と単身勤労者世帯では、支出弾力性が高い品目を中心に消費が下押しされることが懸念される。

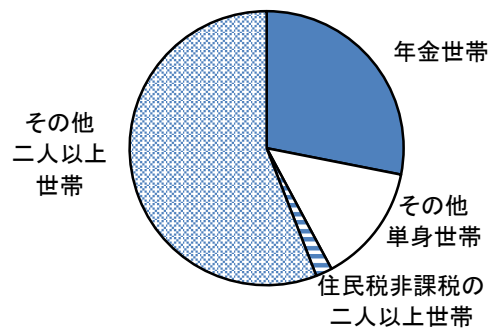
とりわけ年金世帯は、消費市場全体への影響を考えると、支出金額ベースで全体の 3 割を占めているため(図表 7)、シニアの消費抑制が

図表 6 年収 250 万円勤労者世帯の支出弾力性



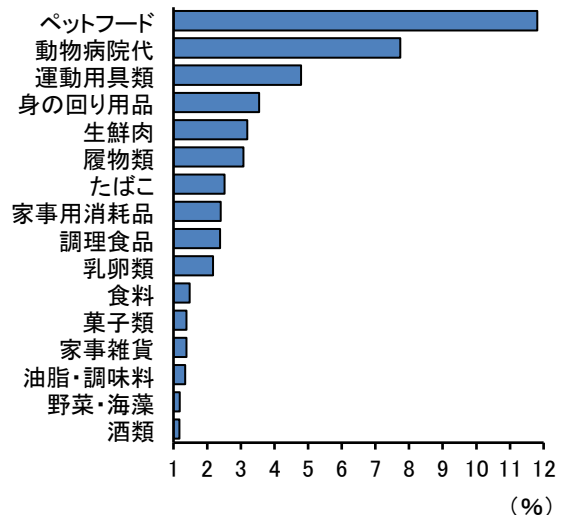
(資料)総務省「家計調査報告」を基に日本総合研究所作成
(注1)総消費が1%増加した際の費目別支出増加率。
(注)年収250万円二人以上勤労者世帯の2000~2018年データより算出。サンプル数が少ないため、水準は幅をもっている必要がある。

表 7 世帯タイプ別の総消費額シェア(2018年)



(資料)総務省「家計調査報告」、「国勢調査」を基に日本総合研究所作成
(注)年金世帯は世帯主が65歳以上無職の世帯。

図表 8 65 歳以上世帯の支出弾力性



(資料)総務省「家計調査報告」を基に日本総合研究所作成
(注1)総消費が1%増加した際の費目別支出増加率。
(注2)二人以上世帯の2000~2018年データより算出。2000~2014年は70歳以上。サンプル数が少ないため、水準は幅をもっている必要がある。

⁸ 総消費が 1%増加した際の費目別支出増加率。
⁹ 年収 250 万円世帯では、消費水準が低いため、サンプル数の少なさに伴う振れや、家電エコポイントなど個別の支出項目にだけ及ぶ特殊要因の影響が相対的に大きく出る。このため、支出弾力性の t 値が有意なものが他の世帯に比べ少ない。

顕著になる可能性がある。

年金世帯で支出弾力性が高いものとしては、靴、身の回り用品のほか、嗜好性や機能性の高い食品、ゴルフ、ペット関連など一部の教養娯楽関連支出が挙げられる（前頁図表8）。このうち食料は、軽減税率の対象であるため、今回の消費増税によって購入価格が上昇するわけではない。しかし、高齢者世帯の食品支出の内容をみると価格が高いものが多い（図表9）、消費税の負担増加を受けて食品関連でも節約の動きが広がる可能性がある。

また、単身勤労者世帯で支出弾力性が高いのは、教養娯楽、衣類にとどまらないファッション関連、インテリア関連、外食や嗜好性の高い食品となっている（図表10）。

こうした状況が想起される企業サイドでは、様々な消費増税対策が進んでいくとみられる。前回2014年には、増税にあわせて新商品投入や商品・サービスの仕様変更を実施し、商品の目新しさ、新機能への注目アップ、割安感の演出等により、消費増税に伴う悪影響緩和を図る動きが広がった。今回も、同様の動きが広がる予想される。

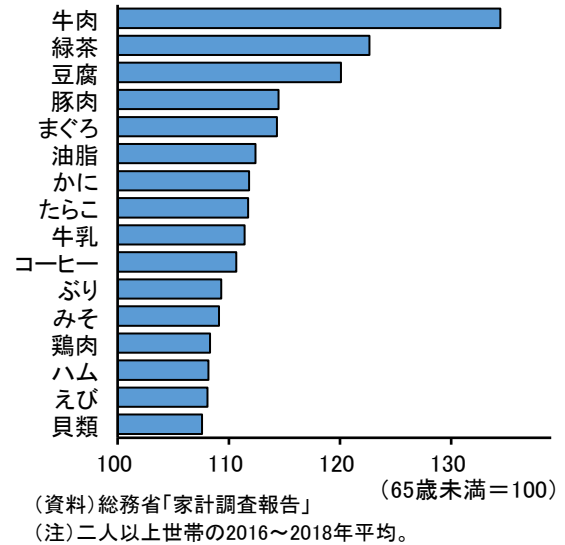
一方、ネットで受取超となる低所得の二人以上の勤労者世帯の消費シェアは2%程度と小さいとはいえ、消費増税下でも売上拡大が期待できる市場である。関連分野の企業は、メリハリのある対応で「子育て世帯特需」を獲得していくことが重要となろう。

以上

【参考文献】

- ・経済産業省 [2019] 『キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）決済事業者向け登録要領のポイント』 2019年3月
- ・国税庁 [2018] 『消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）（平成28年4月）（平成30年11月改訂）』
- ・国税庁 [2018] 『消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）（平成28年4月）（平成30年1月改訂）』
- ・財務省 [2015] 『平成28年度税制改正の大綱の概要』 2015年12月
- ・財務省 [2018] 『平成31年度予算のポイント』 2018年12月
- ・参議院 [2016] 『軽減税率制度を始めとする税制改革の諸課題』 『立法と調査（2016.2 No. 374）』 2016年2月
- ・自由民主党・公明党 [2014] 『平成25年度税制改正大綱』 2013年1月
- ・内閣府 [2018] 『幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要』 2018年12月
- ・内閣府 [2019] 『プレミアム商品券事業の概要』 2019年4月
- ・日本銀行 [2018] 『経済・物価情勢の展望（展望レポート）』 2018年4月
- ・日本年金機構 [2019] 『年金生活者支援給付金制度について』 2019年4月
- ・文部科学省 [2018] 『高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要』 2018年12月

表9 世帯主65歳以上世帯の食料の購入単価



図表10 単身勤労者世帯の費目別支出弾力性

